

議 事 日 程

平成 3 0 年 第 5 回 定 例 会
5 月 1 6 日 (水) 午後 3 時 0 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 4 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第 1 5 号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について
 - 2 議案第 1 6 号 五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について
- 第 7 その他

※ 次回定例会開催予定日 平成 3 0 年 6 月 2 1 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

平成 3 0 年

五所川原市教育委員会

第 5 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- 1 議案第15号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について . . . P 1
- 2 議案第16号 五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について . . . P 3

議案第15号

五所川原市教育支援委員会専門員の決定について

次の者を五所川原市教育支援委員会専門員として決定したいので、教育委員会の同意を
求める。

平成30年5月16日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育支援委員会運営規則第3条第2項の規定により、五所川原市教育支援委
員会専門員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市教育支援委員会運営規則

平成28年3月22日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市教育支援委員会運営規則

五所川原市就学指導委員会の設置等に関する規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、五所川原市附属機関に関する条例（平成17年五所川原市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置される五所川原市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 教育支援委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる者について、適切な就学及び一貫した支援が行えるよう教育委員会に意見を申し述べるものとする。

（1）市が設置する小学校に入学する者及び市が設置する小学校若しくは中学校に転学し、又は在学する者のうち、障害があり、教育支援が必要と認められるものとして教育長に申出があったもの

（2）前号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めるもの

（専門員）

第3条 教育支援委員会の審議のため、調査、検査、資料の収集等に当たるための教育支援委員会専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員は、非常勤の特別職とし、教育委員会が委嘱する。

3 教育支援委員会の委員は、専門員を兼ねることができる。

（意見聴取）

第4条 教育支援委員会は、必要があると認めるときは、専門員、学校の校長又は教諭その他の関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正）

2 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第2条の表指導課の項第11号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

議案第16号

五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について

次の者を五所川原市学校給食運営委員会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成30年5月16日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市附属機関に関する条例別表中教育委員会に置かれる附属機関の規定により、五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第213号
 平成18年3月22日五所川原市条例第2号
 平成19年3月16日五所川原市条例第10号
 平成20年3月17日五所川原市条例第3号
 平成20年6月16日五所川原市条例第25号
 平成20年9月19日五所川原市条例第39号
 平成20年12月24日五所川原市条例第45号
 平成21年3月18日五所川原市条例第4号
 平成21年9月24日五所川原市条例第35号
 平成22年3月18日五所川原市条例第3号
 平成22年9月27日五所川原市条例第24号
 平成23年3月23日五所川原市条例第3号
 平成24年3月16日五所川原市条例第2号
 平成25年3月21日五所川原市条例第6号
 平成25年6月17日五所川原市条例第24号
 平成26年3月18日五所川原市条例第2号
 平成27年3月25日五所川原市条例第3号
 平成28年3月14日五所川原市条例第5号
 平成29年3月21日五所川原市条例第4号
 平成29年6月21日五所川原市条例第17号

五所川原市附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第3条 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(任命)

第4条 委員又は本部員（以下「委員等」という。）は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議

又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員等の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員等の除斥)

第6条 会長等、副会長等及び委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第7条 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日五所川原市条例第213号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成18年3月22日五所川原市条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日五所川原市条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月17日五所川原市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月16日五所川原市条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年 9 月 19日五所川原市条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成20年12月24日五所川原市条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成21年 3 月 18日五所川原市条例第 4 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月 24日五所川原市条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成22年 3 月 18日五所川原市条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成22年 9 月 27日五所川原市条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成23年 3 月 23日五所川原市条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成24年 3 月 16日五所川原市条例第 2 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 21日五所川原市条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年6月17日五所川原市条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月18日五所川原市条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月25日五所川原市条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月14日五所川原市条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月21日五所川原市条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(五所川原市立学校給食センター設置条例の一部改正)

- 2 五所川原市立学校給食センター設置条例(平成17年五所川原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年6月21日五所川原市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第2条、第3条、第4条関係)

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市 高齢社会対 策検討委員 会	老人保健福祉計 画・介護保険事業 計画案、地域包括 支援センターの設 置及び運営、地域 密着型サービスの 適正な運営その他 高齢者施策に關す る事項の調査、審 議	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有す る者 保健・医療・老 人福祉等に従事 する者 各種市民団体の 代表者等	30人以内	3年	委員の互選
五所川原市 老人ホーム 入所判定委員 会	老人ホームの入所 措置等の要否の判 定に關すること。	会長 委員	医師 老人ホームの施 設長等 関係行政機関の 職員	10人以内	委嘱又は任 命した日から 当該日の 属する年度 の末日まで	会長は福祉事務 所長の職にある 者をもって充て る。
五所川原市 障害者計 画・障害福 祉計画策定 委員会	障害者計画及び障 害福祉計画の策定 及び審議	会長 副会長 委員	医療及び障害福 祉等の関係者 障害者団体の代 表者等 関係行政機関の 職員	15人以内	委嘱された 日から当該 日の属する 年度の末日 まで	委員の互選
五所川原市 水道事業評 価審議会	水道事業の評価に 対する厚生労働省 で定めた実施要領 及び実施細目を勘 案した審議	会長 委員	議会議員 学識経験を有す る者 受益者 経済団体代表者 等	5人以内	委嘱された 日から意見 を答申した 日まで	委員の互選
五所川原市 下水道事業 評価審議会	下水道事業の評価 に対する国土交通 省で定めた実施要 領及び実施細目を 勘案した審議	会長 委員	議会議員 学識経験を有す る者 受益者 経済団体代表者 等	5人以内	委嘱された 日から意見 を答申した 日まで	委員の互選
五所川原市 顕彰委員会	名誉市民、市褒賞 及び文化褒賞の候 補者の審議及び答 申	会長 副会長 委員	議会議員 学識経験を有す る者	10人以内	委嘱された 日から意見 を答申した 日まで	委員の互選
五所川原市 男女共同参 画推進委員 会	男女共同参画計画 の策定及び進行管 理に關すること。 男女共同参画に關 する意識改革・人 材育成に係る事業 に關すること。 その他必要な事項 に關すること。	委員長 副委員長 委員	市民 学識経験を有す る者	12人以内	2年	委員の互選

五所川原市 青少年問題 協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	議会議員 関係行政機関の職員 学識経験を有する者	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 伝統文化市 民懇談会	伝統文化の発掘、保存及び振興並びに後継者の育成並びに伝統文化の振興発展に貢献があったものの表彰に関すること。	会長 副会長 委員	伝統文化団体の関係者 学識経験を有する者 関係行政機関の職員	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 廃棄物減量 等推進審議 会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進等に関すること。 その他廃棄物処理に関し必要な事項に関すること。	会長 副会長 委員	市民 学識経験を有する者 廃棄物関係業者の団体を代表する者 関係行政機関の職員	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 住宅政策実 態調査委員 会	住宅政策実態把握の調査及び審議並びに住生活基本計画の策定	委員長 副委員長 委員	各種市民団体の代表者 関係教育・行政機関の職員 保健・医療・福祉団体の代表者 建築関係団体の代表者	15人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 市民提案型 事業審査会	市民提案型事業補助金交付先候補の選考	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 市民	10人以内	2年	委員の互選
五所川原市 上下水道事 業等経営審 議会	上下水道事業及び工業用水道事業における経営及び料金等に関する事項の調査及び審議	会長 委員	学識経験を有する者 受益者 経済団体代表者等	10人以内	委嘱された日から意見を答申した日まで	委員の互選
五所川原市 圏域定住自 立圏共生ビ ジョン懇談 会	五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンの策定、変更等に関すること。	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 五所川原圏域共生ビジョンの取組内容に関連する団体等を代表する者	15人以内	2年	委員の互選
五所川原市 健康推進協 議会	健康増進計画の策定に関する事項及び同計画に基づく事業の推進に關す	会長 副会長 委員	市民 保健医療関係団体の代表者 住民組織及び地	25人以内	2年	委員の互選

	る事項の審議		域保健組織代表者 事業所等の代表者 学識経験を有する者			
五所川原市 地域福祉計 画策定委員 会	地域福祉計画の策 定及び審議	会長 副会長 委員	福祉関係団体の 代表者 各種市民団体の 代表者 関係行政機関の 職員	15人以内	委嘱された 日から当該 日の属する 年度の末日 まで	委員の互選
五所川原市 子ども・子 育て会議	特定教育・保育施 設及び特定地域型 保育事業の利用定 員の設定に関する こと。 子ども・子育て支 援事業計画に関す ること。 子ども・子育て支 援に関する施策の 推進及び実施状況 を調査審議するこ と。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	2年	委員の互選
五所川原市 いじめ問題 調査委員会	五所川原市いじめ 問題専門委員会が 調査する重大事態 と認められるいじ めを同専門委員会 とともに並行調査 すること及び同専 門委員会の調査結 果の再調査に関す ること。	会長 副会長 委員	法律、医療、教 育、心理、福祉 等に関して優れ た識見を有する 者	6人以内	委嘱された 日から意見 を答申した 日まで	委員の互選
五所川原市 農業委員会 委員候補者 選考委員会	農業委員会の委員 の候補者の選考に 関すること。	委員長 副委員長 委員	学識経験を有す る者 農業関係団体を 代表する者	7人以内	委嘱された 日から農業 委員会の委 員が任命さ れた日まで	委員の互選

教育委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会 長等の選任方法
五所川原市 遺跡整備検 討委員会	市に所在する遺跡 の整備検討	委員長 副委員長 委員	学識経験を有す る者	20人以内	2年	委員の互選
五所川原市	いじめ防止等のた	会長	法律、医療、教	6人以内	2年	委員の互選

いじめ問題 専門委員会	めの対策、重大事 態と認められるい じめの調査その他 いじめに関する重 要事項の調査審議 に関すること。	副会長 委員	育、心理、福祉 等に関して優れ た識見を有する 者			
五所川原市 教育支援委 員会	市内に住所を有す る就学予定者及び 市が設置する小学 校若しくは中学校 に転学し、又は 在学する者のうち障 がいがある、又は 疑われるものに係 る教育的ニーズに 応じた支援体制、 教育内容等に関す ること。	委員長 副委員長 委員	医師、児童福祉 施設の職員及び 教職員 学識経験を有す る者 関係行政機関の 職員	20人以内	1年	委員の互選
五所川原市 学校給食運 営委員会	学校給食に関する 重要な事項を協議 し、学校給食の運 営について審議す ること。	会長 副会長 委員	市立小中学校の 教職員 市立小中学校P T A代表 学識経験を有す る者 関係行政機関の 職員 食品加工及び販 売に関する団体 の代表者	20人以内	1年	委員の互選

農業委員会に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成等	定数	任期	会長等及び副会 長等の選任方法
五所川原市 農地利用最 適化推進委 員候補者選 考委員会	農地利用最適化推 進委員の候補者の 選考に関するこ と。	委員長 副委員長 委員	農業委員会の委 員 農業関係団体を 代表する者	9人以内	委嘱された 日から農地 利用最適化 推進委員が 委嘱された 日まで	委員の互選